

# 入札案件概要書

【 コンサル ・ 一般委託 ・ 物品 】

件名	最終処分場機械警備業務委託	契約番号
		8
履行場所	海老名市 本郷3467番地	
履行期間	令和 8 年 5 月 25 日～令和 13 年 6 月 30 日	
予定価格	金 2,402,400 円(税込) 金 2,184,000 円(税抜)	
参加条件	営業種目	440 警備・受付の委託
	参加の地域要件	第 4 区分 地域要件は入札公告で確認してください。
	手持契約 件数制限	
	低入札調査 基準価格	予定価格の50% 低入札調査基準価格については、入札告示「8 低価格入札による履行確認調査」を参照してください。
	必要とする 資格等	
	その他の要件	
業務の概要	<p>高座清掃施設組合最終処分場の防犯対策として、機械警備を行う。 契約期間は令和8(2026)年5月25日から令和13(2031)年6月30日まで。 警備期間は令和8(2026)年7月1日から令和13(2031)年6月30日までの60月。 詳細は、最終処分場機械警備業務委託仕様書を参照してください。 入札は、60月の総額で行います。</p> <p>入札額に、消費税及び地方消費税額は含みません。</p> <p>落札にあたって、契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税額を加えた金額とします。</p> <p>※現地確認は可能ですので、希望の場合は電話連絡にて 日程調整を行います。</p> <p>※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。</p>	

# 条件付一般競争入札参加資格確認申込書

令和 年 月 日

高座清掃施設組合  
組合長 内野 優 殿

認定番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名

電話番号

e-mailアドレス

F A X 番号

使用印

入札に参加したいので、次のとおり申込します。  
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 8

件名 最終処分場機械警備業務委託

（ 高座清掃施設組合 総務課 契約担当  
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp  
F A X : 046-238-6010 ）

※通信欄（二日以内に返信します。）

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- \_\_\_\_\_

組合の確認（記入不要）		
地域	第4区分	
営業種目	440 警備・受付の委託	
経 審	点以上	
そ の 他		

## 入札書

令和8年5月18日

高座清掃施設組合  
組合長 内野 優 殿住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
代理人氏名印  
印高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額  
で入札します。

件 名	最終処分場機械警備業務委託											
金 額(税抜)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- (注) 1 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。  
2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。  
なお、金額の訂正したものは無効とします。  
3 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。  
封筒は必要ありません。  
4 落札にあたって、契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税額  
を加えた金額とします。なお、消費税率は、10%とします。



契約番号

8

# 委任状

令和 8 年 5 月 18 日

高座清掃施設組合  
組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 件 名 最終処分場機械警備業務委託

---

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

代理人氏名	被委任者印鑑



# 質 問 書

高座清掃施設組合 契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送信日時 : 入札公告を確認してください。

○ 送信先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

認定番号		電話番号	
所在地		e-mailアドレス	
商号又は名称		F A X 番号	
代表者職氏名		担当者名	

契約番号	8
契約件名	最終処分場機械警備業務委託
質 疑 内 容	

## 最終処分場機械警備業務委託 仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、高座清掃施設組合最終処分場(以下「最終処分場」という。)の秩序を維持し、火災、盗難及び破壊行為等あらゆる事故の発生を警戒並びに防止することで、財産の保全と安全を図り、維持管理業務の円滑な運営に寄与することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### 2 件名

最終処分場機械警備業務委託

### 3 業務委託の場所

海老名市本郷3467番地

### 4 履行期間

令和8年5月25日から令和13年6月30日まで

### 5 警備期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

### 6 業務内容

#### (1) 警備対象施設

最終処分場

(警備対象面積462.99㎡)

#### (2) 警備方式

最終処分場の警備業務を機械警備により行うものとする。

機械警備業務とは、警備業法第2条第4項第5号に定義されているもので、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置(以下、「警備装置」という。)が感知した信号を、受注者管制センター(以下、「管制センター」という。)に設置する機器へ送信し、その受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

#### (3) 機械警備業務

業務内容は次に掲げるものとする。

##### ア 警備装置

警備対象施設で発生した異常事態を遅滞なく、確実に管制センタ

ーへ自動的に通報する機能を有するもの。

#### イ 警備責任時間

原則として警備装置を開始（セット時）した時点から、警備装置のセットが解除された時点までとする。

#### ウ 業務内容

管制センターにおいて施設内への侵入等不法行為の発生やその他の異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検並びに異常の有無を確認する。なお、必要に応じて次の業務を行うものとする。

(ア) 現場に応じた緊急措置

(イ) 高座清掃施設組合職員並びに施設管理者への連絡

(ウ) 管制センターへの連絡

(エ) 警察、消防署等への通報

a 警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに発注者に通報するものとする。

b 警備装置の発報時にあつては、警備業法第43条の規定により定めた「神奈川県機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」に規定する時間を限度とし、現場に急行するものとする。

c 受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。本契約が終了または解除された後においても同様とする。

#### エ 警備装置の使用及び留意事項

(ア) 警備装置は、受注者の所有に属する。

(イ) 窓及びドア等から施設内へ侵入可能な箇所に機械（空間センサー等）を設置すること。

(ウ) 施設への入退場は西側ドアの1箇所とし、玄関の施錠とカードキー等による機械警備の開始と解除を別々に行える仕様とすること。

(エ) 警備装置の開始と解除をカードキー等で行う場合、その数量については発注者及び受注者双方協議の上、定めるものとする。

(オ) 火災信号は、設置する火災感知機より出力される火災信号を、通信回線を使用し管制センターへ自動送信できるようにすること。

(カ) 施設の改修等により、既設の警備装置の移設及び変更等の必要が生じた場合、発注者は事前に受注者へ通知するものとし、当該工事費は発注者及び受注者双方協議の上、定めるものとする。

## 7 警備装置等の設置、取替え、変更、撤去及び保守・点検

### (1) 設置

ア 本業務を行うために使用する通信回線については、施設において発注者が所有する電信電話会社の一般回線を使用する場合、通信に係る費用は受注者が負担する。ただし、受注者が専用回線を設置する場合、設置等に係る費用及び通信に係る費用は受注者が負担するものとする。なお、設置については、発注者及び受注者双方協議の上、施工するものとする。

イ 警備装置の設置費及び本業務に付随する諸経費は、全て受注者の負担とする。ただし、警備に必要な機器類の電気使用料は、発注者の負担とする。

ウ 警備装置の設置の際には、既存の機器に影響がないように留意することとし、影響が生じた場合、受注者の負担により速やかに修復を行うものとする。

### (2) 取替え

発注者は履行開始後、受注者の設置した警備装置について、本契約の警備内容に十分対応できないと判断した場合、受注者の負担により機器類の全て又は一部を取替えさせることができる。

### (3) 変更

受注者の都合により警備装置等の規格等に変更が生じた場合は、速やかに施設管理担当者と協議の上で、受注者の負担により取替えるものとする。

### (4) 撤去

履行期間終了後は、受注者が警備装置を撤去して現状に復するものとし、これに要する費用については、受注者の負担とする。

### (5) 保守・点検

受注者は、設置された警備装置の機能を保全するため、年1回の保守・点検を行うものとする。

## 8 警備装置の取扱説明

警備装置設置後は、速やかに発注担当者と日程等の調整を行い、適切な警備が遂行できるよう、施設職員を対象とした取扱説明会を開催すること。

## 9 調査

警備装置設置個所については、添付された図面で確認することとするが、事前に下見調査が必要な場合、あらかじめ発注者へ連絡することとする。その上で、訪問する日程等の調整を行うこと。また、訪問する際には受注者が神奈川県公安委員会に届け出ている服装を着用し、社員証を携帯するとともに、発注者の指示により行動すること。

## 10 損害賠償

受注者は警備実施中に受注者の過失により、発注者及び利用者（施設を利用する全ての者）に損害を与えた場合、その全てについて受注者が損害賠償責任を負わなければならない。ただし、次の事項については免責とする。

- (1) 天災地変等その他の不可抗力による場合。
- (2) 警備装置が正常に作動したにもかかわらず、受注者の責任によらない理由により通信が行われなかった場合。
- (3) 発注者の責任となる理由により、警備装置が正常に作動しなかった場合。

## 11 提出書類等

受注者は警備業務履行にあたり、組合が求める提出書類の他に警備業法第19条及び警備業法施行規則第33条に規定する書類を発注者へ提出することとする。

- (1) 委託着手届
- (2) 委託業務主任者等選任届
- (3) 業務計画書
  - ア 本警備委託の履行に関して業務を統括する業務責任者名及び警備体制などが分かる緊急連絡系統図
  - イ 警備装置の設置箇所、種類、仕様及び配置図面等の警備計画
  - ウ 管制センター又は待機所から施設までの路程及び移動時間
  - エ その他施設管理担当者が指定した事項
- (4) 施設に入退場する警備員の名簿
- (5) 業務報告書  
各月の警備業務の提供が終了したときは、警備業務報告書を提出し発注者の検査を受けるものとする。

## 12 鍵の預託

- (1) 警備上必要な鍵、カードキー等は、発注者及び受注者相互に預託するものとし、善良な注意をもって管理を行うものとする。なお、履行期間終了後については、双方とも速やかに返却を行うものとする。
- (2) 発注者でカードキー等を紛失した場合は、その費用（カードキー実費分）を発注者の負担とし、それ以外の費用は受注者の負担とする。
- (3) 発注者で受注者に鍵を貸与するものとし、貸与にあたっては鍵貸与に関する書類を取り交わすものとする。受注者は、貸与された鍵について、その責任において適切に保管管理を行うこと。また、この鍵を受注者が紛失した場合はシリンダー等の交換及びすべての鍵（合鍵含む。）は受注者の負担とする。

## 13 支払い方法

委託料の支払いは、発注者はその月の業務終了後に受注者から提出される警備業務報告書の検査に合格したときに、受注者から請求のあった当該月分の委託料を支払うものとする。

## 14 再委託の禁止

受注者は本契約に基づく権利を第三者に譲渡し又は警備業務の処理を第三者に委託してはならない。

## 15 契約解除

発注者は受注者が以下に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、発注者の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
- (4) 履行期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。
- (5) その他契約条項に違反したとき。
- (6) 受注者が、正当な理由により契約解除を申出、発注者とその理由を正当と認めたとき。

## 16 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注担当者と書面により協議の上、決定するものとする。



回数	月	金額	税 額	小 計	年 度 区 分	年度別 税込金額	年度別税額
1	令和8年7月分				令和8年度 (2026年度)		
2	令和8年8月分						
3	令和8年9月分						
4	令和8年10月分						
5	令和8年11月分						
6	令和8年12月分						
7	令和9年1月分						
8	令和9年2月分						
9	令和9年3月分						
10	令和9年4月分				令和9年度 (2027年度)		
11	令和9年5月分						
12	令和9年6月分						
13	令和9年7月分						
14	令和9年8月分						
15	令和9年9月分						
16	令和9年10月分						
17	令和9年11月分						
18	令和9年12月分						
19	令和10年1月分						
20	令和10年2月分						
21	令和10年3月分						
22	令和10年4月分				令和10年度 (2028年度)		
23	令和10年5月分						
24	令和10年6月分						
25	令和10年7月分						
26	令和10年8月分						
27	令和10年9月分						
28	令和10年10月分						
29	令和10年11月分						
30	令和10年12月分						
31	令和11年1月分						
32	令和11年2月分						
33	令和11年3月分						
34	令和11年4月分				令和11年度 (2029年度)		
35	令和11年5月分						
36	令和11年6月分						
37	令和11年7月分						
38	令和11年8月分						
39	令和11年9月分						
40	令和11年10月分						
41	令和11年11月分						
42	令和11年12月分						
43	令和12年1月分						
44	令和12年2月分						
45	令和12年3月分						
46	令和12年4月分				令和12年度 (2030年度)		
47	令和12年5月分						
48	令和12年6月分						
49	令和12年7月分						
50	令和12年8月分						
51	令和12年9月分						
52	令和12年10月分						
53	令和12年11月分						
54	令和12年12月分						
55	令和13年1月分						
56	令和13年2月分						
57	令和13年3月分						
58	令和13年4月分				令和13年度 (2031年度)		
59	令和13年5月分						
60	令和13年6月分						
合	計						